

高輪ゲートウェイ駅周辺の放置自転車対策について

区は高輪ゲートウェイ駅前に東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）から土地の無償使用承諾を受け、令和6年のまちびらきに合わせ、本格自転車駐車が整備されるまでの間、暫定自転車駐車を整備し、令和3年4月1日から高輪ゲートウェイ駅周辺に放置禁止区域を指定します。

1 現況

現在、高輪ゲートウェイ駅前には、JR 東日本が令和2年3月の高輪ゲートウェイ駅の暫定開業に伴い設置した、イベント用自転車駐車場（80台）が整備されています。当該駐車場は、イベント用自転車駐車場として一般開放されており、常時60台程度の駐車があります。また、駅前には10台程の放置自転車がある状況です。当初の予定では、イベント終了後に施設建築物を着工するため閉鎖する予定でしたが、放置自転車対策として、区から設置期間を延長するよう申し入れ、令和3年の3月末に閉鎖する予定です。

2 暫定自転車駐車場について

高輪ゲートウェイ駅周辺には区が所有権を持つ区有地が存在しないことから、高輪ゲートウェイ駅周辺にて、開発事業者である JR 東日本に対し、放置自転車対策への協力についての要請を行ってきました。その結果、JR 東日本より、開発地の一部について、施設工事が開始されるまでの約2年間（令和5年3月末まで）は、適切な維持管理を条件に、土地の無償使用の了承を得られました。

本暫定自転車駐車場の開設時期は、令和3年4月1日を予定しており、収容台数は約70台です。なお、令和5年度についても、施設建築物工事の進捗状況を踏まえ JR 東日本と協議し、自転車駐車スペースを確保してまいります。

本暫定自転車駐車場は、公募により事業者を選考したうえで、区と事業者で協定を締結し、事業者の負担で整備、維持管理を行います。また、暫定自転車駐車場の利用料金は、「今後の暫定自転車等駐車場の整備方針（平成23年9月）」（以下「整備方針」という。）に基づき有料とし、事業者の収入とします。なお、利用料金及び最終的な整備台数については、事業者からの提案を受ける中で、区内の他の自転車等駐車場との均衡に配慮し、決定します。

3 放置禁止区域の指定

暫定自転車駐車場の設置に伴い、令和3年4月1日に高輪ゲートウェイ駅周辺にて放置禁止区域を指定し、放置自転車の即時撤去を行います。指定範囲は整備方針に準拠し、駅から半径300m範囲内とし、街区や道路の路線、放置の状況等を勘案して設定します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月：暫定自転車駐車場管理運営事業者の決定

町会等へ周知、放置禁止区域内の放置自転車に対し、案内札貼付

3月：暫定自転車駐車場設置工事

放置禁止区域の周知板の設置、区HP、広報みなどによる周知

4月：暫定自転車駐車場の開設

放置禁止区域の指定